

宇治市水路使用料条例新旧対照表

現行				改正			
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)			
使用区分	区別	単位	単価	使用の区分	単位	使用料	
水道管、ガス管その他これらに類するもの	年額	外径又は幅が0.1メートル未満のもの 1メートル	円 220	水道管、ガス管	外径又は幅が0.07メートル未満のもの	1メートル	140円
		外径又は幅が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 1メートル	240	その他これらに類するもの	外径又は幅が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1メートル	200円
		外径又は幅が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 1メートル	320		外径又は幅が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートル	220円
		外径又は幅が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの 1メートル	660		外径又は幅が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートル	290円
		外径又は幅が0.4メートル以上1メートル未満のもの 1メートル	1,560		外径又は幅が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	1メートル	450円
		外径又は幅が1メートル以上のもの 1メートル	2,400		外径又は幅が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートル	590円
					外径又は幅が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	1メートル	980円
					外径又は幅が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1,400円
露店、商品置場、材料置場その他これらに類するもの	月額	1平方メートル	640	露店、商品置場、材料置場その他これらに類するもの	1平方メートル	580円	
通路用橋	年額	1平方メートル	2,300				
電柱及びその支柱類	年額	1本	3,040				

宇治市水路使用料条例新旧対照表

現行				改正			
街灯添架電柱	年額	1本	2,110	るもの			
電話柱及びその支柱類	年額	1本	2,060	通路用橋	1平方メートル	2,100円	
街灯添架電話柱	年額	1本	1,440	電柱及びその支柱類	1本	3,500円	
公園、広場その他これらに類するもの	年額	1平方メートル	1,150	街灯添架電柱	1本	2,400円	
				電話柱及びその支柱類	1本	2,000円	
				街灯添架電話柱	1本	1,400円	
				公園、広場その他これらに類するもの	1平方メートル	1,000円	
<p>備考</p> <p>1 この表に規定する使用料以外の使用料については、宇治市道路占用料条例(昭和49年宇治市条例第12号)別表の規定に準じて徴収する。</p> <p>2 使用目的が類別単位に満たないものは、1単位に切り上げる。</p> <p>3 使用料の額が年額で定められているものに係る使用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもつて計算する。なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。</p> <p>4 使用料の額が月額で定められているものに係る使用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。</p>				<p>備考</p> <p>1 この表に規定する使用料以外の使用料については、宇治市道路占用料条例(昭和49年宇治市条例第12号)別表の規定を準用する。</p> <p>2 使用の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又は使用の面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、これらを1平方メートル又は1メートルとみなす。</p> <p>3 使用料は、年額とする。ただし、露店、商品置場、材料置場その他これらに類するものに係る使用料は、月額とする。</p> <p>4 年額の使用料を算定する場合において、使用の期間が1年未満であるとき、又は使用の期間に1年未満の端数があるときは、月割りによる。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月とみなす。</p> <p>5 月額の使用料を算定する場合において、使用の期間が1月未満で</p>			

宇治市水路使用料条例新旧対照表

現行	改正
	<u>あるとき、又は使用の期間に1月未満の端数があるときは、1月とみなす。</u>